

「いしかわステイサポート事業」業務仕様書

1 目的

本県の豊かな自然や質の高い文化といった様々な魅力を生かし、本県に滞在しながら、地域住民との交流や地域貢献活動等を通じて、地域の魅力を体感していただくことで、関係人口を増やし、将来的な移住者の掘り起こしを行う。

2 委託業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

3 委託予定金額

11,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 本事業の対象者について

本事業の対象者は石川県外に住む学生や社会人等とする。

5 委託業務の内容

(1) いしかわステイサポート事業の広報、参加者の募集に関する業務

ア 県外在住の学生や社会人等をメインターゲットとして、Webサイトの制作・更新、Web・SNS広告等を活用した広報活動を行う。

イ チラシ・ポスターの作成

(ア) チラシはA4サイズ、両面カラーとし、1,000部以上作成する。

(イ) ポスターは（A3サイズ以上）10部以上作成する。

ウ 参加者を「いしかわステイ魅力発見隊」の隊員と位置づけるにあたり、隊員であることを証する隊員証（隊員の取り組むミッションも記載）を作成し、電子データで配布する。

エ 参加者・参加希望者への日当や交通費、宿泊費等の金銭給付は行ってはならない（受入企業が自らの費用負担により支給する場合を除く）。

(2) 長期滞在コースに関する業務

県外の若者（主に学生）等を対象に、県内で1週間～1か月の間、観光業や農業などに従事し収入を得ながら、交流・体験活動などに参加することで本県の魅力を体感できる体制を以下により構築する。

ア 参加者の受け入れを希望する企業の掘り起こしを行うとともに、企業の情報をWebサイトに掲載する。

イ 参加者と受入企業等とのスムーズなマッチングのため、適宜面談等を実施する。

ウ マッチング方法については、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行委員会」という）と協議の上、決定する。

- エ 参加者と受入企業等との労働契約の締結にあたっては、労働基準法等の法令順守が徹底されるよう、雇用契約書や労働条件通知書など労働条件を確認できる書類の写しを入手し、労働条件の確認を行うほか、必要に応じて受入企業等へのサポートを実施する。
- オ 参加希望者が希望する地域や業種の就業先で就労できるようにするため、希望者のニーズを踏まえながら調整を行う。
- カ 参加者が県内各地域で行われる地域行事や移住者・地域住民等と交流できるイベント等の交流・体験メニューを掘り起こすとともに、Webサイトにメニュー情報を掲載する。なお、観光スポットを回るだけでなく、県内各地域で行われる地域行事や移住者・地元住民等と交流できるものを中心に掘り起こすこと。
- キ 交流・体験メニューのサイトの運営について、委託者の指示に基づき、コンテンツの更新等を行う。
- ク 参加者の要望を聞きながら、交流・体験メニューに参加できるよう調整・サポートする。

(3) 短期滞在コースに関する業務

県外在住の社会人等を対象に、県内に2日以上滞在し、祭りや農作業等の地域活動に参加しながら本県の魅力を体感できる体制を以下により構築する。

- ア 地域団体の関係者等から情報収集することなどを通じて地域活動プログラムの掘り起こしや組成を行うとともに、Webサイトに掲載する。
- イ 参加者と受入団体・地域等とのスムーズなマッチングのため、適宜面談等を実施する。
- ウ マッチング方法については、実行委員会と協議の上、決定する。
- エ 参加者と受入団体・地域等とは労働契約を締結せず、原則ボランティアで行うものとする。
- オ 地域活動プログラムのサイトの運営については、委託者の指示に基づき、コンテンツの更新等を行う。
- カ 参加者が希望する地域活動プログラムに参加できるようにするため、希望者のニーズを踏まえながら調整を行う。
- キ 地域活動プログラムは10回以上実施する。

(4) オンラインプログラムに関する業務

県外在住の若者（主に学生）や社会人等を対象に、オンラインにて地域住民や移住者等と交流し、地域課題等をテーマに意見交換等できるプログラムを以下により実施する。

- ア 課題を抱える地域や地方ならではの暮らしを送る移住者等の掘り起こしを行うとともに、地域住民や移住者等をゲストに選定する。
- イ 具体的な地域課題や移住後の暮らしを語っていただくよう、ゲストの地域住民や移住者等と調整し、プログラムの企画立案を行う。
- ウ 企画立案したプログラムの情報をWebサイトに掲載する。

- エ 参加者の募集方法については、実行委員会と協議の上、決定する。
 - オ プログラムのサイトの運営については、委託者の指示に基づき、コンテンツの更新等を行う。
 - カ プログラムを実施するに当たり、当日の司会やファシリテーターを設置し、ゲストへの発言を促したり、話の流れを整理するなど、円滑な進行管理を行う。
 - キ プログラムは5回以上実施する。
 - カ プログラムを実施する前に、必要に応じて接続テストを行い、当日の通信環境についての確認を行う。
 - ク プログラムの参加者に対して、長期滞在コース及び短期滞在コースに関する情報提供を適宜行い、滞在型コースへの参加を促す。
- (5) 「いしかわステイ魅力発見隊」隊員（長期滞在コース及び短期滞在コース参加者）のサポートに関する業務
- ア 地域団体と連携し、隊員の地域での活動状況を必ず一度は現地で確認し、必要に応じて助言等を行う。
 - イ 隊員のニーズに応じて、交流・体験メニュー、地域活動プログラム等の紹介を行う。
 - ウ 石川県内の交流・観光・物産・移住に関するイベント等の情報について隊員（過去の参加者含む）にメール（メルマガ）やSNS等で情報提供を行う。
 - エ 隊員に、SNSや口コミ等による情報発信を促すとともに、隊員から活動状況や成果を報告してもらい、必要に応じてWebサイトで情報発信を行う。
 - オ 隊員の現地活動終了後も引き続きメール（メルマガ）やSNS等で情報提供を続けていくとともに、本県への来県やオンラインでの関わりのサポートを行う。
- (6) 相談窓口の設置・運営に関する業務
- ア 参加者滞在時の万一のトラブル等に備えて、参加者等からの相談を受け付ける相談窓口を設け、対応者を1名以上配置する。
 - イ 相談対応等時間については、実行委員会と協議の上、決定する。
- (7) 本事業委託期間中における事業参加者の把握・管理を行い、その一環としてアンケート調査を実施することとし、把握した情報やアンケート結果は事業実施結果として実行委員会に報告する。
- (8) その他に本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施する。

6 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
本事業の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。
- (2) 電子データ
実績報告書データについては、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

成果物の提出は令和6年3月31日を期限とする。

7 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

8 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

10 留意事項

- (1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。
委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。
- (5) 地方での交流・体験又は移住に関心のない者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。
- (6) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大状況に留意するものとする。